

令和 7 年第 2 回 新座市教育委員会 定例会
会 議 録

招 集 期 日	令和7年2月20日 午後3時			場 所	市役所本庁舎304会議室				
開 閉 日 時 及び宣告者	令和7年2月20日 午後3時			開会	宣告者	金子 廣志			
	令和7年2月20日 午後4時35分			閉会	宣告者	金子 廣志			
教育長	金子 廣志								
委 員	議席番号	氏 名		出・欠	議席番号	氏 名		出・欠	
	1	鈴 木 松 江		○	2	小 泉 哲 也		○	
	3	宮 瀧 交 二		○	4	森 家 明 味		○	
出 席 職 員	①教育総務部長		○	②教育総務部副部長兼生涯学習スポーツ課長		○	③教育総務課長		○
	④中央公民館長		○	⑤中央図書館長		○	⑥歴史民俗資料館長		○
	⑦学校教育部長		○	⑧学校教育部副部長兼学務課長		○	⑨教育支援課長		○
	⑩教育相談センター室長		○						
	事務局 教育総務課副課長 戸川、教育総務課主事 野口								
会議事件名	発 言 者		発 言 の 要 旨						
開会	教育長		令和7年第2回新座市教育委員会定例会を開会する。 午後3時						
会議録承認	教育長		令和7年第1回新座市教育委員会定例会の会議録の承認について質疑はあるか。						
	各委員 教育長		承認 令和7年第1回新座市教育委員会定例会の会議録は承認された。						
議案第1号	教育長		議案第1号「教育委員会の事務に関する点検評価報告書について」を教育総務課長から説明願う。						
	教育総務課長		令和6年度から第5次新座市総合計画前期基本計画について政策評価委員会による外部評価が開始されたことから、教育委員会の事務に関する点検評価についても同計画に位置付けられている施策を対象とするよう実施方法を変更した。 点検評価の対象は、第5次新座市総合計画前期基本計画に位置付けられている9つの施策とし、それらについて所管課による内部調査を実施した後、市内3大学の学識者による点検評価検討会議を実施の上、講評を頂いた。 学識者講評には、次のような事項があった。 ・ 社会教育、学校教育の両方の分野で、新型コロナウイルス感染症対策で後退してしまった「人と人との温かみのある繋がり」を回復するよう留意していることは評価できるものの、一層の展開を目指すために新たな工夫が必要である。 ・ 学校施設のLED化やエアコン設置等を「省エネ」、「温室効果ガス」などの環境教育に結び付けて、実感を伴った学習効果を狙うような新たな価値の創造						

		にも期待したい。 ・ 今後は子供たちのＩＣＴスキルの向上に加えて、情報モラルの育成も実施していくことが重要である。 ・ 生涯学習の推進は、参加者のコミュニティーを形成することで孤独、孤立の解消にも繋がる可能性があり、心身の健康増進にも重要な取組である。 今後は学識者講評を踏まえて改善策等を検討し、来年度の事業実施に生かしてまいりたい。 なお、本報告書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項の規定により、市議会に提出することを併せて御報告する。 議案第１号について、質疑はあるか。 私は、神奈川県茅ヶ崎市の外部評価委員と教育基本計画審議会委員を務めているのだが、報告書の要点を校長会で伝えて、改善を図っていくということをしている。 学識者講評を職員の皆さんで共有し、今後に生かしていくことが最も重要である。このことを今一度認識して対応してもらいたい。
教育長 委員		
教育長		この点検評価の結果を来年度に生かしていく道筋をしっかりと持つべきという御意見だと思うが、両部長はどのように考えるか。
教育総務部長		学識者講評を共有した上で、活かさないと意味がないと思うので、今回頂いた御意見を常に意識して業務に当たっていきたい。また、中間の地点での振り返りも大事であるため、しっかり教育総務部内で対応していきたいと思う。
学校教育部長 委員		学校に依頼をしないといけない部分もあるため、報告書について、校長会でも周知をして協力を得てきたい。 今回、点検評価の対象を新座市総合計画に基づく教育文化に位置付けられた９施策にしたことは、これまでの評価方法を更に改善したものになっている。外部評価委員の先生方からは、概ね良好な評価を頂けたのではないと思う。また、鋭い御指摘や今後のあるべき姿などの改善策に大きな指針を頂けたものと思う。先程お話があったように、この点検評価を今後どのように生かしていくかが重要であるため、各部で対応してってもらいたい。
教育長		これまで長い間形を変えながら点検評価を実施してきた、今年度から教育委員による評価は実施しないということになったものだが、情報共有という観点からも、学識者講評を頂く前に内部評価について報告をしていただきたと思った。その段階で教育委員から質問や意見などを伝える場が設定されれば、更に良いと思う。 来年度は、内部評価が完了した段階で教育委員の皆様へ報告させていただき、その上で学識者講評を頂くという流れで実施していきたいと思う。事務局で対応をよろ

議案第2号 議案第3号	教育長	しくお願いする。 また、学識者講評を精読し、校長会でも示しながら来年度のプラン、アクションを前向きに検討していきたい。 他に質疑等がなければ、議案第1号を承認としてよい。 承認 議案第1号を承認する。
	各委員 教育長	
	教育長	議案第2号及び議案第3号の「工事請負契約の締結について」は関連があるので、教育総務課長から併せて説明願う。 議案第2号の第四小学校校舎長寿命化改修工事と議案第3号の池田小学校校舎長寿命化改修工事は、2件とも予定価格が1億5千万円以上となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決に付す必要が生じるため、これを市長宛てに申し出ることの承認をお願いするものである。 本来であれば、仮契約締結後に上程させていただくものだが、入札及び市議会のスケジュールの都合上、教育委員会臨時会を開催する時間がないため、御審議いただきたい。 本件は、新座市立第四小学校及び新座市立池田小学校の校舎について、建物の延命化及び学習環境等の整備を目的とし、国庫補助金を活用した改修工事を行うための請負契約を締結するものである。これまで工事契約については、当該年度の6月市議会定例会において議決を頂いて執行してきたが、工事量や準備期間の確保、労働環境の改善を考慮し、前年度に前倒しして発注することとした。 契約及び工事の概要等については、それぞれの参考資料のとおりである。工期は2件とも本年3月から令和9年3月までの2年間としており、校舎全体を2つのエリアに分け、1年に1つずつのエリアを施工する計画としている。夏休みを中心に工事を実施するものだが、施工期間の確保のため、対象の2校においては、夏休みの延長や授業カリキュラムの調整等を行うこととしている。 なお、御承認いただいた後は、追加議案として市議会に上程する。入札結果については次回の教育委員会定例会で報告させていただきたいと考えている。 議案第2号及び第3号について、質疑はあるか。 本工事の実施に伴う教育課程の変更について、私の方からお話したい。子供たちの安全確保の観点から、危険を伴う工事は学校休業期間中に実施する必要があるため、夏休みの開始日を2日間前倒しして7月17日（木）からとし、終了日は3日間延ばして9月3日（水）までとする。また、9月4日（木）から9日（火）まではオン
	教育総務課長	
	教育長	

議案第4号	委員 教育総務課長	ラインによる授業とし、10日（水）から登校となる。その分、冬休みを2日間短縮して、授業時間を確保し、文部科学省が示している標準時数を満たした教育課程を組むことができる見込みである。 このことについては、両校において保護者説明会を実施するとともに、全家庭に文書でも通知している。併せて、工事期間中、体育館が荷物置場となり、使用できなくなるため、学校開放団体にもお知らせしたところである。 平面図にあるメディアルームとは、どのようなものか。いわゆる多目的室というような形で、子供たちがタブレットやノートパソコンを使えるような空間である。 他に質疑等がなければ、議案第2号及び第3号を承認としてよいか。 承認 議案第2号及び第3号を承認する。
	教育長	
	各委員 教育長	
	教育長	議案第4号「新座市立小・中学校教職員の人事異動について」は、人事案件のために非公開としたいが、よろしいか。 異議なし それでは、本件については非公開とする。会議の最後に関係部署から資料を配布させていただいて、審議をお願いしたい。
専決処分	教育長	
	教育総務課長	専決処分「工事請負契約の変更について」を教育総務課長から説明願う。 第二中学校校舎長寿命化改修工事に係る工事請負契約の締結については、令和5年第4回教育委員会定例会にて承認いただいているが、この度、物価水準の変動に伴う対応を図るため変更契約を締結する必要性が生じたものである。 当初契約金額が25億1,886万8千円であったものを25億8,384万5千円に変更し、6,497万7千円増額する。この変更契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決に付す必要があり、緊急に処理するために専決処分をさせていただいた。これにより令和7年第1回新座市議会定例会に議案を上程していただくよう市長に申出をしたことを御報告する。 本件について、質疑等はあるか。 今回の契約変更は、資材の高騰によるものと考えてよいか。 物価及び賃金の上昇を理由に提出された請負業者からの申請を踏まえ、現在の水準に合った単価で再度精査した結果、6,497万7千円の増額になったものである。
	教育長	
	教育総務課長	

諸報告	委員	多額の費用をかけて校舎長寿命化改修工事を実施しているため、学校の意見もしっかり伺いながら、より使いやすい校舎になるよう進めていただけたらと思う。是非よろしくお願いしたい。
	教育長	基本設計での協議が重要となってくるため、学校教育部からも学校に対して設計段階で十分に意見を伝えるよう伝達しておいてほしい。
	教育総務課長	2件の報告をする。 ①埼玉県南西部消防局から申請があった「令和7年度救急車適正利用啓発ポスター用図面募集事業」に対して、名義後援を承認した。 ②「令和6年度新座の教育」の冊子を配布させていただいたので、後ほど御一読いただきたい。
	中央公民館長	2件の報告をする。 ①市内8か所の公民館・コミュニティセンターでは、利用団体の皆様の日頃の活動成果として、舞台発表や作品展示を行い、地域の人々との交流を図ることを目的として、毎年、公民館まつり、コミセンまつりを開催している。令和7年度の公民館・コミセンまつりの開催日程は、配布資料のとおりである。 なお、栄公民館は令和7年4月から改修工事で休館となるため、公民館まつりの日程を前倒しして令和7年3月8日（土）、9日（日）に開催する。その他の公民館、コミュニティセンターでは4月及び5月に開催するが、中央公民館、畑中公民館、栗原公民館の3館は、同じ県道沿いに立地しているため、地域住民や利用団体が重複していることもあることから、開催日程をずらしてほしいという要望も寄せられていることも考慮して日程を組んだ。教育委員の皆様にも是非御来場いただければと思う。 ②建物の長寿命化改修工事を行うため、令和7年4月1日から栄公民館を休館とする。今後の日程としては、6月までに八石小学校に公民館の備品等の搬出、引っ越しを行い、7月から着工予定としている。令和7年度内に工事を完了し、その後、八石小学校に保管していた備品等を公民館に搬入し直して、令和8年5月1日から開館する予定である。 休館中の公民館事務は、福祉の里1階ボランティア室に事務室を設け、出張所の業務と一体的に行う。また、現在、栄公民館を定期的に利用されている方々には、休館中は他の公民館等を利用していただくよう御案内している。ただし、高齢などの理由で、他の施設の利用が困難な団体には、福祉の里1階社会参加研修室と2階和室を利用していただくこととしている。

		なお、市民の皆様への周知については、3月号の広報のほか、市のホームページ、SNS、各公民館、コミュニティセンター窓口での案内掲示等によりお知らせしていく。
	教育長 委員	教育総務部からの報告に対する質疑、意見はあるか。 栄公民館の利用団体は、他の場所で1年間活動しなければならないため、場所探しに奔走している。福祉の里の利用については、先程の説明で理由が分かったが、受け入れてもらえる団体とそうでない団体があるということや、他の公民館に協力してもらえないなどという話を耳にしている。野火止公民館では理解を示してくださるようなのだが、栄地区からは距離があり、通うことができないという事情があるため、地域の集会所にも当たっているのだが、話がスムーズに通らないようである。 市から町内会等に事情を説明して協力を依頼しておいてもらえれば、栄公民館の利用者の方々も不満を抱かずに済むのではないかと思う。
	中央公民館長	利用団体の方々には栄公民館長を中心に利用者懇談会等で事情を御説明させていただいて、特に高齢の利用者で構成されているような団体で移動手段がない場合には、福祉の里を使わせてもらえるということになっている。 しかし、集会所等の利用についてはなかなか協力が得られないという話は、今初めて耳にしたので、栄公民館にも状況を確認した上で、集会所を管理している地域活動推進課と情報共有する。公民館と集会所とで予約の方式などが異なると思うが、そのことも含めて利用団体の方々に情報をフィードバックできるように調整していきたい。
	学務課	2件の報告をする。 ①令和7年度新規学校給食業務委託校の決定について報告する。令和7年度の新規学校給食調理業務委託校は、野寺小学校に決定した。委託化については、正規の給食調理員に欠員が生じるため、第4次新座市基本構想総合振興計画後期基本計画及び第6次新座市行財政改革大綱実施計画に基づき、令和7年度に1校新規委託を行うものである。 野寺小学校の新規委託は、当初令和6年度に予定されていたが、給食調理員の定年延長により令和7年度からの新規委託となっている。これにより市内の調理業務委託は22校となり、直営校は来年度より東野小学校のみとなる予定である。 ②インフルエンザ等による臨時休業状況（令和7年1月分）について報告する。1月は4校9学級で、いずれもインフルエンザによる学級閉鎖が発生し、校内で複数

	教育支援課長	学級に感染が広がった学校もあったが、市内全域に広がるような大きな流行は見られなかった。 2月も、本日現在で2校2学級のための閉鎖という状況である。寒気と暖気が目まぐるしく入れ替わり、体調管理が難しく、またノロウイルス等も心配される時期であるため、手洗い、うがい等、基本的な感染症対策について昨日の校長会議でも伝達したところである。 2件の報告をする。 ①文化面表彰について、前回の報告から新たに受賞が決定したものは、配布資料のとおりである。 ②令和6年度新座市学校評価システム本評価の結果について報告する。 新座市全体の傾向としては、5つの観点全てにおいて中間評価からポイントが向上していた。特に1つ目の評価項目である組織運営については、今年度の中間評価から0.12ポイントの向上が見られ、昨年度同時期の本評価と比べても0.11ポイント向上していたことから、各学校において校務分掌や教育課程が見直されて働き方改革が推進されたことや、児童生徒一人一人の発達段階や特性を適切に把握し、個に応じた指導の実現にチームとして取り組んでいたことが分かった。 昨年度の本評価と比べて唯一ポイントが下がっていたのは、評価項目の5つ目である保護者、地域との連携協力の項目だが、評価項目の中で唯一3ポイント以上の高水準を維持していることに加えて、中間評価との比較ではポイントが向上していることから、地域の人材や環境を生かした教育活動や学校応援団を活用した教育活動が充実していることが分かった。各校のホームページや学校だよりを見ると、地域の方を指導者として招く授業や地域の方と一緒に取り組むボランティア活動の様子をたくさん確認することができる。 2月5日（水）に開催された片山小学校の研究発表会では、子供たちが地域の方に向けて学んだことを発信したり、問題提起したりすることを通して大人と子供が共に学ぶ姿を御覧いただくことができた。 昨年度に今後の課題として御報告していた豊かな心の育成については、昨年度の本評価と比べても、今年度の中間評価と比べてもポイントが向上していた。学校訪問等の機会には、来校者に対しても気持ちのよい挨拶が自然とできる児童生徒や、自らがよいモデルとなり、心豊かな子供たちの育成を推進している教職員が増えていることが確認できた。 教育支援ルームの設置やハイブリッド型の授業の提供など、児童生徒一人一人の特性や状況を理解し、柔軟に対応していることが子供たち同士の多様性の理解や良好
--	--------	--

	教育長 各委員 教育長 教育相談センター室長	な人間関係の構築につながっているものとする。今後も取組を継続し、教職員、児童生徒ともに心の成長を実感することができるように学校を支援していく。 今年度、各校で順調な成果が見られた学力向上の観点については、新座市のＩＣＴ環境を積極的に活用した誰一人取り残されない授業づくり、また児童生徒が主役となり主体性を発揮して学びに向かうことのできる授業づくりがさらに推進され、学校評価のポイントも順調に伸びている。 一方で、調査問題の正答率については、学校間格差があることも事実だが、正答率のみにとらわれることなく、学力の伸びの状況や学びに向かう子供たちの実際の姿に注目した授業改善がさらに推進されるよう、今後も継続して指導していく。 学校評価の結果は、市のホームページ及び各学校のホームページで公開する。 続いて、教育相談センターから報告をお願いしたい。 なお、③いじめ重大事態報告については、個人情報が含まれるため、非公開としたいが、よろしいか。 異議なし それでは、本件については非公開とする。 ①令和７年度特別支援学級及び通級指導教室の増設について報告する。令和７年度は、市内全学校に知的障がい学級、自閉症・情緒障がい学級を設置し、弱視学級が第四中学校を加えた３学級になる。さらに、肢体不自由学級が１学級新たに東北小学校に新設される。 通級指導教室については、来年度３校増設し、全体では１０教室の設置となる。年々就学相談が増加しており、特に通常学級にしながら通級指導教室に通うことを希望される児童生徒が大変増えてきている。今後も本人や保護者と学校が合意形成を図りながら丁寧な就学相談を行っていく。 ②新座市いじめ防止基本方針の改正について報告する。いじめ防止対策推進法の制定から１１年が経過し、昨年はいじめの重大事態の調査に係るガイドラインが改定され、より法に則った対応が求められるようになった。本市においても法に基づいた対応がなされ、いじめの積極的認知により、件数が大幅に増え、いじめの重大事態の発生件数も増加しているところである。そのような状況の中、本市としてもいじめ防止やいじめ発生時の対応などについて、これまで以上に市、学校、保護者、児童生徒、地域等の意識を高め、それぞれにおいて実効的な取組がなされることを目指し、新座市いじめ防止基本方針を見直すこととした。 主な変更点は、４点ある。
--	--	---

		1つ目は、実施主体ごとにその責務や対応、役割などを記載している点である。市や教育委員会、教職員、保護者や児童生徒、市民及び地域団体においてどのような役割があり、どのようなことを行うのかについて、それぞれについて明記した。特にこれまで記載のなかった児童生徒については、発達段階に応じていじめの定義を理解させ、自ら考えて行動する児童生徒を育むよう教育活動のあらゆる場面で指導していきたいと考えている。 2つ目は、警察との連携を明記した点である。これまでは関係機関と連携するとしていたが、今回の改正で警察に相談、通報すべきいじめの事例等を示し、いじめが犯罪行為に相当し得る、もしくは連携して解決に当たる必要があると認められる場合には、警察への相談、通報を行うこととした。 3つ目は、学校生活アンケートの保存期間を変更した点である。これまでは1年間の保存としていたが、ガイドラインの内容を踏まえて5年間の保存とした。 4つ目は、多様な子供たちがいることを前提として、それぞれの特性や考え方などについての理解を深め、適切な支援を行うこと、また、進級の際の学年間、進学の際の学校間の引継ぎを確実にし、切れ目のない支援の継続を図っていくことなどを記載した点である。 こちらの改正に伴い、学校にも自校の基本方針の見直しを図っていただいているところである。今後も教職員一人一人が法やガイドラインに則った対応が図れるよう周知徹底していく。 ③いじめ重大事態報告について【非公開】 ④スクールロイヤー制度について報告する。多くの学校に活用していただき、延べ22件の相談を受け付けた。次年度は月1回の法律相談に加え、学校での研修を実施する予定である。複雑で判断の難しい案件が増えているが、今後も学校が活用しやすい仕組みを整えていく。
	教育長 委員	学校教育部からの報告に対する質疑、意見はあるか。 新座市いじめ防止基本方針についてだが、保護者、児童の責務や役割が非常に明確で、とても分かりやすくなっていると思った。保護者や児童にも認識してもらえるような工夫が必要だと思うが、どのように周知していくのか。
	教育相談センター室長	これまでは市のホームページなどに掲載している状況だったが、保護者や地域の方、児童生徒にも市の方針を知ってもらいたいため、4月の懇談会や説明会等の機会に保護者などに説明するよう学校にも伝えている。 また、授業や学級経営の中で、児童生徒がいじめについて考える時間を持てるように周知しているところである。

その他	教育長 教育相談センター室長 委員	新座市いじめ防止基本方針の要約版のようなものがあるともっと浸透しやすくなると思う。 今回の改正でボリュームが増えているため、内容を精査し、児童生徒や保護者用の要約版の作成などについても今後検討していく。 学校評価については、市全体が全てA評価で、項目によってはS評価なども入っており、学校が非常に努力されているのが分かる。そのような中、個別に見ていくとC評価という学校もあり、御苦労されているのだろうと感じたので、必要に応じて学校と意見交換をしながら支援ができればよいと思う。
	教育長	その他に特になければ、次回の会議日程を確認する。 令和7年第1回臨時会を令和7年3月12日（水）午後0時30分から市役所第二庁舎3階教育長室で、令和7年第3回定例会を3月28日（金）午前10時から市役所本庁舎5階第2委員会室で開催する。 この後、議案第4号「新座市立小・中学校教職員の人事異動（内申）について」の審議をしたい。関係部署以外の方は退席願う。
議案第4号	教育長	議案第4号「新座市立小・中学校教職員の人事異動（内申）について」は、人事案件につき、非公開とする。 （非公開）
閉会	教育長	議案第4号「新座市教育委員会事務局職員の人事異動について」は、承認する。
	教育長	これをもって、令和7年第2回新座市教育委員会定例会を閉会する。 午後4時35分

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員

書 記